

奈良工業高等専門学校毒物・劇物及び危険物取扱規程

平成26年4月1日制定

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における毒物，劇物及び危険物（以下「毒劇物等」という。）の取扱いについては法令その他別に定めるもののほか，独立行政法人国立高等専門学校機構毒物，劇物及び危険物取扱規則（平成24年規則第114号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(取扱責任者等)

第2条 本校における毒劇物等の管理体制を明確にし，適正に管理させるため，事務部長は別表のとおり取扱責任者の指定を行う。

- 2 取扱責任者は，毒劇物等の保管場所毎に取り扱う者（以下「取扱者」という。）を指名し適正に管理・使用・保管させるものとする。
- 3 取扱責任者は，前項により取扱者を指名した時は，別紙1号様式により事務部長に報告しなければならない。取扱者，保管場所を変更した場合も同様とする。

(取扱責任者等の責務)

第3条 取扱責任者は，毒劇物等に関し，次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 毒劇物等の保管，管理，使用，廃棄等の適正を期すための必要な措置をとる。
 - 二 地震，火災等の災害時における毒劇物等による二次災害の防止に必要な措置をとる。
- 2 取扱者は，取扱責任者の指示によりその業務を補助する。

(毒物・劇物の検査及び点検)

第4条 取扱者は，別紙2号様式「毒物・劇物使用簿」（以下「使用簿」という。）を備え常に毒物・劇物の購入，使用，在庫状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 取扱責任者は，毒物・劇物を適正に管理するため，毎年1回並びに取扱者に異動があった時，保管状況及び在庫の点検を実施し，使用簿と照合のうえ盗難，紛失がないか確認し，その結果を使用簿の写しを添え，事務部長を経由して校長に報告しなければならない。
- 3 校長は前項の報告を受けた後，規則別紙3「毒物・劇物検査員命免簿」により検査員を指名し，規則第7条各号について検査させなければならない。

(廃棄)

第5条 取扱者は，使用見込みのない毒物・劇物については，規則別紙2「不用毒物・劇物報告書」により事務部長に報告しなければならない。

- 2 事務部長は前項の報告を受けた時は，規則第10条第4項により速やかに処理しなければ

ばならない。

(取扱責任者・取扱者の遵守事項)

第6条 取扱責任者及び取扱者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 取扱責任者及び取扱者は、毒劇物等を本校における業務以外の目的及び本校外で使用してはならない。
- 二 取扱責任者及び取扱者は、本校以外の者に毒劇物等を払出してはならない。

(是正改善の措置)

第7条 校長は、必要があると認めた場合は改善指導を行う。

- 2 事務部長は、改善指導が行われた場合は、これに従わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校毒物・劇物取扱規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

別表

取扱責任者及び取扱者

学 科 等 名	取 扱 責 任 者	取 扱 者	備 考
一般教科	一般教科主任	取扱責任者が指名した者	
機械工学科	機械工学科主任	〃	
電気工学科	電気工学科主任	〃	
電子制御工学科	電子制御工学科主任	〃	
情報工学科	情報工学科主任	〃	
物質化学工学科	物質化学工学科主任	〃	
技術支援室	技術支援室長	〃	
事務部	総務課長	契約係長	

別紙1号様式

平成 年 月 日

毒物・劇物取扱者（指名・変更）報告書

奈良工業高等専門学校 事務部長 殿

取扱責任者 _____ (印)

下記のとおり毒物・劇物取扱者を指名（変更）しましたので報告します。

記

1. 取扱者 ()

2. 保管場所 _____

3. 変更年月日 平成 年 月 日

※ 変更の場合、取扱者の（ ）に前任者の氏名を記入すること。

